

国保だより

** ジェネリック医薬品について **

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間満了後に、有効成分が同じで、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。ジェネリック医薬品を利用することで自己負担を減らすとともに、医療費節約で医療保険制度の安定につながります。

※ジェネリック医薬品を利用するときは、医師や薬剤師にその旨を伝え、説明をよく聞きましょう

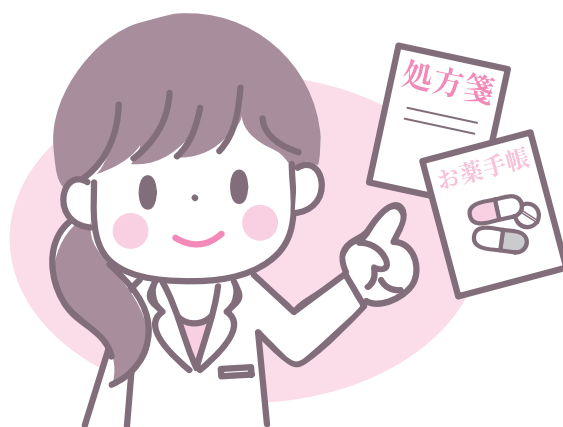
お薬手帳を有効的に活用しましょう

お薬手帳は、使用しているお薬の名前や使い方などに関する情報を、過去のアレルギーや副作用の経験の有無と併せて、経時的に記録するものです。

現在ご使用中のお薬はもちろん、過去に使用されたお薬の情報が記録されているので、いつでもお薬に関する情報を容易に確認することができます。

診察や調剤を受ける際に、医師や薬剤師にお薬手帳を提示していただくことで、お薬の重複や飲み合わせのチェック、アレルギー歴や副作用歴の確認などが可能となるので、より安心してお薬を使用していただくことができます。

また万が一の場合でもお薬手帳を持っていることで、服用中のお薬、かかりつけの病院や薬局が分かるため、持病等があり薬を服用している方は携帯しておくとう安心です。



問合せ先 健康課 ☎ 34-1111

大切なお知らせ 所得の申告をしましょう

国民健康保険では、世帯の所得状況が一定以下のときは、国民健康保険税の軽減を受けることができます。ただし、所得の申告がないときは、所得状況が一定以下であるかどうか判定できないため、軽減を受けることができません。1年間の所得がなかったとき、収入が非課税所得（障害年金、遺族年金など）だけのとき、同じ世帯に扶養者がいないときなどは、必ず申告をするようにしましょう。